

## 預金規定等への暴力団排除条項の導入に関するお知らせ

当組合では、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成23年4月1日より、各種預金規定に暴力団等の反社会的勢力の排除に係る条項を導入することといたしました。

この条項は、お客様が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、契約を解約させていただくこと等を定めた条項です。

改定後の新規定は、すでにお取引いただいているお客様に対しても適用いたします。

なお、規定改定後は、新規取引お申込時に、お客様が反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いしております。

この表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りします。

### 反社会的勢力の排除に係る条項（要旨）

次の各号の一つにでも該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- ① お客様が口座開設申し込み時にされた表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② お客様が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ア. 暴力団
  - イ. 暴力団員
  - ウ. 暴力団準構成員
  - エ. 暴力団関係企業
  - オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - カ. その他前各号に準ずる者
- ③ お客様が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - ア. 暴力的な要求行為
  - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - エ. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
  - オ. その他前各号に準ずる行為